

官報

号外 昭和三十九年五月八日

○第四十六回 参議院會議録第二十一号

昭和三十九年五月八日(金曜日)

午前十時二十四分開議

議事日程 第二十一号

昭和三十九年五月八日

午前十時開議

第一 中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案
(趣旨説明)

第二 外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、請願の件

一、日程第一 中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第二 外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

一、日程第三 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第四 輸出保険法の一部を改正する法律案

一、日程第五 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

一、日程第六 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第七 教育職員免許法の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る四月二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

近藤 鶴代君

同

村山 道雄君

同

上林 忠次君

同

高橋 衛君

同

後藤 義隆君

同

平島 敏夫君

同

鈴木 強君

同

鬼木 勝利君

同

浅井 亨君

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

後藤 義隆君

同

平島 敏夫君

同

高橋 衛君

同

上林 忠次君

同

近藤 鶴代君

同

村山 道雄君

決算委員

加藤シヅエ君

同

二宮 文造君

同

渋谷 邦彦君

同日内閣委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 林田 正治君(石原幹市郎君の補欠)

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十七年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書

昭和三十七年度特別会計予算総則第十二條に基づく使用総調書(その2)

昭和三十七年度特別会計予算総則第十三條に基づく使用総調書

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予算総則第十四條に基づく使用総調書(その1)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方交付税法等の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十七年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十七年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書

昭和三十七年度特別会計予算総則第十二條に基づく使用総調書(その2)

昭和三十七年度特別会計予算総則第十三條に基づく使用総調書

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

行政書士法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを通信委員会に付託した。

電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に對する特別措置に関する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

繊維工業設備等臨時措置法案

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

建設委員会に付託

外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

輸出保険法の一部を改正する法律案可決報告書

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを通信委員会に付託した。

電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に對する特別措置に関する法律案

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法第二一九号)可決報告書
同日内閣総理大臣から議長宛、首都圏整備委員会事務局計画第二部長井上健一君外二名(一昨六日議長承認)を第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

この際、おはかりいたします。石田次男君から、病氣のため会期中請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

議長(重宗雄三君) 日程第一、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本条について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。福田通商産業大臣。

福田通商産業大臣(福田一君) 中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、中小企業基本法は、その第十九条におきまして、国は中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の事業活動の機会の適正な確保をはかるため、紛争処理のための機構の整備等、必要な施策を講ずるものと規定しております。大企業と中小企業との事業活動の調整に關しましては、現在すでに百貨店法、小売商業調整特別措置法などがありまして、おのおのその機能を果たしているわけでありまして、今後、貿易の自由化や技術革新の進展に伴って、ますます増大することが予想される大企業の進出に對処して、必要な事業活動の調整を行なうことが中小企業の事業活動の機会の適正な確保をはかるためには、現行の法制のみでは決して十分であるとはいえないのが実情であります。

このため、政府におきましては、中小企業政策審議会の意見も徴して、この問題について検討を重ねて来たのでありますが、その結果、次の措置をとることが必要であるとの結論に達したのであります。

すなわち、大企業の進出によって多数の中小企業に重大な悪影響を与えるおそれのある場合においては、中小企業者が経営の合理化等必要な体質改善を行なうまでの間、緊急避難的に大企業の進出について一定の調整を行なう。調整は、中小企業を代表する団体

が、その大企業と自主的に交渉することによって行なうこととし、政府は、この交渉について必要なあつせん、または調停を行なうというのがその内容であります。中小企業に関する団体といたしましては、各種の組合制度があるわけでありまして、これらの中で、その業種に属する中小企業者を代表する団体として考えられますのは商工組合であります。かように考えまして、先に申し上げた措置を法制化するため、商工組合の根拠法律であります中小企業団体の組織に関する法律を改正することの法律案をここに提出することとした次第であります。

次に、本改正案の内容につきまして、その概略を申し上げます。

第一は、一定の要件を備えた商工組合は、その商工組合の資格事業としてある業種に大企業が進出することが中小企業の経営の安定に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、その大企業と事業活動を調整するために必要な契約を締結することができることとしたこととあります。この法律案では、この契約のことを特殊契約と呼んでおります。

この特殊契約は、主務大臣の認可制といたしまして、その認可に際して、その契約がその事態に對処するための必要最少限のものであるか、消費者等の利益を不当に害するものではないか、などを審査することとしております。

また、総理にお伺いしたいことは、中小企業の将来についていかなるビジョンを持っておられるかということとあります。過日私が中小企業白書に

ります。なお、認可を受けた特殊契約は、私的独占禁止法の適用除外とすることとなっております。

第二は、交渉が円滑に行なわれるよう、契約の相手方たる大企業に交渉の応諾義務を課するとともに、当事者から申し立てのあった場合には、主務大臣は、中小企業調停審議会の意見を聞いて、あつせんまたは調停を行なうこととしたこととあります。

第三は、中小企業調停審議会に専門委員を置くとともに、関係行政機関に對し資料の提出等その協力を求めることができるようにいたしました。紛争処理機構としての審議会の整備強化をはかったこととあります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。近藤信一君。

近藤信一君(登壇、拍手)

私は日本社会党を代表して、ただいま御説明のありました中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案につき、総理大臣並びに関係各大臣に若干の質問をいたすものであります。

まず、総理にお伺いしたいことは、中小企業の将来についていかなるビジョンを持っておられるかということとあります。過日私が中小企業白書に

が、その大企業と自主的に交渉することによって行なうこととし、政府は、この交渉について必要なあつせん、または調停を行なうというのがその内容であります。中小企業に関する団体といたしましては、各種の組合制度があるわけでありまして、これらの中で、その業種に属する中小企業者を代表する団体として考えられますのは商工組合であります。かように考えまして、先に申し上げた措置を法制化するため、商工組合の根拠法律であります中小企業団体の組織に関する法律を改正することの法律案をここに提出することとした次第であります。

次に、本改正案の内容につきまして、その概略を申し上げます。

第一は、一定の要件を備えた商工組合は、その商工組合の資格事業としてある業種に大企業が進出することが中小企業の経営の安定に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、その大企業と事業活動を調整するために必要な契約を締結することができることとしたこととあります。この法律案では、この契約のことを特殊契約と呼んでおります。

この特殊契約は、主務大臣の認可制といたしまして、その認可に際して、その契約がその事態に對処するための必要最少限のものであるか、消費者等の利益を不当に害するものではないか、などを審査することとしております。

また、総理にお伺いしたいことは、中小企業の将来についていかなるビジョンを持っておられるかということとあります。過日私が中小企業白書に

が、その大企業と自主的に交渉することによって行なうこととし、政府は、この交渉について必要なあつせん、または調停を行なうというのがその内容であります。中小企業に関する団体といたしましては、各種の組合制度があるわけでありまして、これらの中で、その業種に属する中小企業者を代表する団体として考えられますのは商工組合であります。かように考えまして、先に申し上げた措置を法制化するため、商工組合の根拠法律であります中小企業団体の組織に関する法律を改正することの法律案をここに提出することとした次第であります。

次に、本改正案の内容につきまして、その概略を申し上げます。

第一は、一定の要件を備えた商工組合は、その商工組合の資格事業としてある業種に大企業が進出することが中小企業の経営の安定に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、その大企業と事業活動を調整するために必要な契約を締結することができることとしたこととあります。この法律案では、この契約のことを特殊契約と呼んでおります。

この特殊契約は、主務大臣の認可制といたしまして、その認可に際して、その契約がその事態に對処するための必要最少限のものであるか、消費者等の利益を不当に害するものではないか、などを審査することとしております。

関し質問した際に、総理は確たるお答えがなかった。いま御説明の団体法の一部改正案は、まさにこれと関連するのであります。中小企業の将来に關し、総理がかなり悲観的な考え方を持っているのではないかと心配し、あらためて質問する次第であります。

この前に総理は、国民経済の均衡ある発展のため、農業、中小企業の発展に重点を置くとお答えでしたが、中小企業の事業分野は、大企業に押されることなく、現状の割合を保ち得るかどうかについては、お答えにならなかった。所得倍増計画では、中小企業の占める割合は将来もほとんど変わらないだろうと言っているが、中小企業白書では、若干ながらそれが年々縮小してきていることを指摘している。総理はこれをいかに解しておられるか、お伺いしたいのであります。

私がこのことを特に再度お尋ねするのは、次の問題と関連があるからであります。今回の法案では、大企業等の進出が多数の中小企業に重大な悪影響を与えるおそれのある場合には、緊急避難的に大企業の進出について一定の調整を行なう、そしてその間に、中小企業者が、経営の合理化等、必要な体質改善を行なうようにするというのであります。この法案の考え方の根本には、大企業が進出をする場合には、中小企業は当然に競争に負けるのだが、それでも一時緊急避難的に立ち直りの

期間を与えてやる、その間に中小企業は円満に事業転換をしたらどうか、これが根本の考えらしかうかがえるのであります。本来、中小企業が担当していくべき事業分野などは全く考えられないという立場が、夜のすき間からちらほら見えるのであります。中小企業の担当すべき分野があるとするならば、わが党が提案している中小企業者の事業分野の確保に關する法律案に賛成されて、今回の改正案のごときを提出しなくともよいのではないかと。それが総理にお尋ねしたい点なのであります。基本法では第十二条において、企業規模の適正化をはかることにし、適正化を必要とする業種については、適正な企業の規模を定め、これを公表することにしてあります。この業種において、もしその企業規模が、中小企業の規模が適正であるという場合には、当然、大企業がそこに進出してくることは不適正なことになるわけでありまして、そういう業種では、大企業の進出を抑えることが経済合理性にかなうわけでありまして、当然に事業分野獲得に關する法律は必要になってくると思ふのですが、総理のお考えをお伺いたします。

次に、通産大臣にお尋ねいたしますが、通産大臣はただいま、中小企業基本法の規定に基づいてこの改正案が出ているとお述べになったが、基本法による一連の施策は、これをもって完了

するのにかどうかということでありまして、今回の通常国会ですすでに数件の法律案が成立しましたが、私はその他にも、下請問題や、零細企業対策、官公需の確保、中小企業団体の整備など、現行法ではいずれもいまだ不十分であり、法改正を要すると思ふのであります。大臣は今後のスケジュールとしてどんなものをお考えになっているのか、お考えを示してもらいたいのであります。

次に、団体法の一部改正については、かつて団体法成立の国会で大問題になった組合への強制加入の条項を削除することに踏み切らなかったかという点であります。加入命令を出すことは、憲法違反の疑いもあり、その発動については慎重を期し、必要やむを得ざる場合に限るべしとする附帯決議もあって、この条項はまだ発動の機会を持たなかったかと思ふのであります。本来この条項は無用有害なものであるから、団体法改正にあたっては削除すべきであるというのが、私どもの年来の主張であります。そこで、この加入命令発動の必要性を生じたことが、かつてあったのかどうか。加入命令があるということによって組織化が円滑に進められた事例が、かつてあったのかどうか、そういう点をお伺いいたします。

いまに始まったことではありませんが、最近における進出は実に目に余るものがあります。今回の改正で紛争処理のための機構として調停審議会が整備強化されることは、ともかく一歩前進であることは間違いない。ことに団体交渉の相手方として進出しようとしている大企業までも対象にできることとし、交渉の申し込みに対し応諾義務を明記したことなど、これも基本法の一つの効果だと思ふます。しかしながら、その相手方をなぜ会社及び個人に限ったのか。たとえば国や地方自治体の活動が中小企業に甚大なる影響を持つ場合が少なくないけれども、これが交渉の相手方とするわけにはいかなない。御承知のように印刷業などでは、国の機関である印刷局や刑務所の活動によって著しく経営の安定を害されるのであります。これを対象から除外したことは、本改正案の趣旨を弱くすることにならないかどうか。また、中小企業者は交渉の相手方とならないことが当然のように思われますけれども、中小企業者といえども、その実は大資本の手先であり、子会社であるものもあることは、御承知のとおりであります。大資本が別な名義で進出してくることに對して本法は全く効果がなない。近代化資金の貸し付けなどでも、資本の二分の一以上を大企業が持つている会社には貸さないことにしているのだから、本法でも、そういう大企業

の脱法的行為に對して、せめて組合交渉の相手方としてよいのではなからうか。この点、立案当事者として通産大臣の御所見をお伺いします。

次に、紛争処理のための機構であります。いままで全く有名無実であった調停審議会を強化するというので、その趣旨は、はなはだけっこうですが、実際にこの機構がどんなふうに強化されるのかといえは、主務大臣の諮問機関たることに変わりなく、わずかに、専門委員を置き、関係行政機関の長に資料提出その他の協力義務を課したにとぐらうで、はたしてこれで強化されたのかどうか疑問なのであります。調停審議会に、中労委、地労委のような性格を加味し、事務局を設けて、常時調査して、申し出のあったとき十分に活動できるような機構にすべきではないか。少なくとも、大臣は審議会の答申を尊重するという明文があつてもよいのではないか、このように考えるのですが、大臣としては、明文はなくても答申を十分尊重する御意思であるかどうか。

それから団体法の中のこの機構が強化されると、小売商業調整特別措置法の調停制度は、いかにも弱いように感ぜられるのですが、この小売商の場合にも大企業の応諾義務を課するなど、この改正と同時に進行すべきではなかつたか。

また、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律というのがあって、これも団体法と同じ性格を持っているのですから、このいわゆる環境法との関係も整備し、大企業の不当なる進出を抑制するようにすべきであらうと思ふが、これについて厚生大臣の御所見を承りたいのであります。

基本法の附帯決議は、何も団体法における紛争処理のための機構だけを整備するよう要求したのではなく、広く中小企業一般に関するものであると思ふのであります。百貨店对小売り商、スーパー对小売り商、親企業対下請、銀行対中小企業といったように、至るところ大資本の中小企業圧迫があり、それが陰に陽に中小企業の安定を害しているのであります。これらについても、政府は当然考慮すべきであると思ふのですが、この点どのように考えておられるのか。

最後に、私はこの改正案の効果について通産大臣の御決意を伺います。

本来この交渉は、進出を企てる大企業にとって好ましいものではない。したがって、義務とされた以上、交渉には入るでしょうが、なかなか契約を締結するまでに至らないのではないかと。その場合、大臣には勧告権はあるけれども、仲裁裁定の権能が与えられていない。したがって、結局は大企業の主張とおりの結末を告げることになるのが落ちではないかと心配されるのである。

りますが、通産大臣は、本法案の規定だけで十分成果をあげられるという確信がありますかどうか、これをお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

日本経済におきまして中小企業の占める比重というものは非常に大きいのでございます。したがって、われわれは、今後中小企業の発展につきましては、十分力を入れなければいかぬ、これが中小企業基本法を設けた理由であります。ただ、中小企業と大企業の比重がどうなるかという問題でございまして、これは最近の技術革新によりまして大企業の発展が目ざましいということと、そうして中小企業が発展いたしました大企業の部類に入っていくという関係上、静的に見ましては、比重が中小企業のほうが伸びが小さいということが言えます。しかし、それだからといって中小企業の立場が不利というわけのものではない。したがって、今後中小企業の発展に資するために、いま提案しておりますような大企業と中小企業との間の調整を講じようとするのであります。したがって、お話のように中小企業の事業分野を法的措置で確定する、こういうお考え方は、私はにわかには賛成できない。いわゆる技術革新と

かあるいは流通機構の変革等、経済全体が流動しておりますので、一定の業種を中小企業として固定するということは、自由主義経済の実情に沿わぬ。ただ、調整を要する場合に調整措置を講ずることと足ると私は考えておるのであります。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇、拍手〕
○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。

今度この改正案が出たけれども、今後まだこの基本法の趣旨に基づく法改正あるいは法立案をするかというお話でございまして、御案内のように、四十三国会には、基本法と同時に十の法案を提出いたしました。御審議を願ひ、通過をさしていただきました。また、今国会には七法案が出ております。われわれは、ただいま近藤議員からお話でございましたような諸問題について、十分審議を遂げつつ、必要とあれば今後法案を提出いたしてまいりたい、かように考えております。それから、この団体法の中に、五十万の加入命令があるが、これを適用したことがあるか、また、これは削除してはどうかということでございますが、やはりこれはこのまま残しまして、にらみをきかせると思います。か、伝家の宝刀としてこれを残しておきたい、かように考えておる次第でございます。

それから組合交渉の相手方を会社と個人に限っておるのはおかしい、組合等でも必要な場合には相手方としていいではないかという御趣旨と解します。が、私は、組合がそういうような場合は中小企業の組合の中へまた入つてきて、いろいろな問題を起こすというより、むしろ場合には、その組合をつくつていふものと基本法に基づきまして、その組合の指導をするようにいたしてまいりたいと思ひます。

それから、中小企業が企業の身がわりになって進出してくる場合があるが、これはどうか。——ごもっともな御質問でございまして、そういう場合はあり得るわけであります。私たちが、こういうことにつきましては、行政的に十分指導をいたしてまいりたい。現実にはそういう問題について指導をいたしておる例もございまして、これらはひとつまた委員会等で御説明を述べさせていただきますと思ひます。

なお、紛争処理機構としての調停審議会は、もっと強化したものにしたい、たとえば中労委のような性格を持たし、これは経済活動間の調整であつて、権利義務の関係でもないのだから、権利義務の関係をどうもごさいますから、一応こういうものでスタートさせていたいただきたいと考えております。それから、百貨店法とか小売商業調整特別措置法というものに調整制度と

いうものがあるが、一括してこういう調停に付するということよりなことを考えてはどうかということでございます。が、それぞれの法律がそういう調停の制度をきめておりますのは、その地域あるいは時等を考えながらいろいろよい法律ができておりますので、一応いままでの法律はそのままにしておいたほうがいいのではないかと、かように考えておる次第であります。

なお、この中小企業団体の組織に関する法律で、大臣は勧告する権利があるが、勧告程度で実効があげられるかという御質問でございまして、私たちがいたしましては、中小企業調停審議会というものは、公平な第三者を選んでその委員になつていただいて、その人たちが、これは大企業が出てきてはいけないのだと、こういうことをきめられるということでございます。これは公表すれば非常に私は道徳的な抑制力が出てくると思ひます。また私たちは、これはなるべく入つてもらいたくないというのにその大企業が出てくるということは、社会的にも私は一つの規制が加わると思ひます。また、役所がそういうことを言つておるのに、また大企業が出てくるというほど強引なことはあり得ないと思ひます。しかし、非常にそういうような事例でも起こるということでございます。私たちがとしては、またそのときに考えさ

せていただきたいと考えておるのでございませう。(拍手)

〔国務大臣小林武治君登壇、拍手〕

○国務大臣(小林武治君) 環境衛生関係の営業におきましては、大企業が進出することによって経営が困難になり、ひいては衛生施設の改善等が非常にむずかしくなる、こういう事態はあまり考えられないのであります。従来から、この中小企業団体の法律が変れば、その趣旨に沿って環境法の改正も行なわれてきたと、こういういきさつもあり、また、今後大企業の進出によって影響を受けるという事態も考えられますので、これからの推移を見て改正等も考えたいと、かように考えております。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 赤松常子君。

〔赤松常子君登壇、拍手〕

○赤松常子君 私は、民主社会党を代表いたしましたして、政府提出の中小企業団体組織法改正案の主要点について、政府の基本方針をお尋ねいたしたいと存じます。どうぞ明確にして要領を得た答弁をお願い申し上げます。

この改正案は、二月十七日に行なわれた中小企業政策審議会の意見具申に基づいて、中小企業者と中小企業者以外の者との事業活動の調整行為として立法されたものでありまして、中小企業基本法第十九条に規定する、中小

企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害の防止と、中小企業者の事業活動の適正なる確保のために紛争処理機構を整備するといふ条項の政策実現として、私どもは受け取っているものでございませう。この点につきましては、基本法成立に際しての附帯決議としても、紛争処理のための機構整備については早急に審議会に諮問すべき旨を政府に対して要望していたところなのでございませう。この意味におきまして、政府は本案を一日も早く国会に提出する責任があつたことはもちろんでございますし、一方、国会側でも、これを建設的に審議して、すみやかに成立せしめる誠意と責任があるものと信じてまいりました。

私は、このような見地から、政府案について二、三質問を申し上げます。第一に、総理にお伺いいたします。総理は、中小企業政策の革命的前進をはかると言明されていらつしやいます。が、本案に関する限り、政策の前進は牛の歩みにも及ばないほどに逡巡していらつしやいます。本案は、大企業の進出によって中小企業者の経営の安定に重大なる悪影響を及ぼすおそれがあるときは、一定期間は、その大企業との交渉によって進出抑制の契約を結ぶことができるものであるとする趣旨でございまして、交渉が不調のときは、政府があつせん、調停または勧告ができるものとしております。私は、商工組

合の事業として新たにこれが加わつたことは、確かに制度上の改善と考えます。しかしながら、これをもって直ちに政策上の前進とは申しかねるのでございませう。なぜならば、中小企業対大企業の紛争処理は、労働組合対経営者の場合のような力関係で行なわれるものではございません。中小企業者にとっては、労働組合の争議権のような強力な武器はございません。下請代金支払遅延等防止法が全くのざる法に終始しているのも、下請の立場に立つ中小企業者は、親企業者に対して経済的には全くの弱者であるために、せつかくの法律を活用することができないからでございませう。しかれば、中小企業者に対して、大企業と対等に特殊契約を結ばしめる条件とは、一体何でございませうか。それは、まず中小企業者の協同組織を強力にして、経済実力並びに社会的な発言力を強めることとでございませう。第二に、中小企業者の自主的な協同活動を円滑に軌道に乗せるために、国が積極的に中小企業の事業のチャンスを確保し、かつ拡大することとでございませう。私ども民社党は、この点に關し、中小企業の産業分野の確保法案をすでに本院に提出しているのをごさいます。もとより、私どもは、憲法に定める営業の自由を尊重いたします。しかし、この自由は、公共の福祉に反しない限りという条件つきでございませう。また、憲法と独占禁止法が保障す

る経済活動自由の原則は、公益のため必要なる調整を必須の条件として伴うものでございませう。現在のように中小企業の過当競争下にあつて大企業の不当な進出を国が強力に制限することは、むしろ憲法の精神に合致するものと私どもは考えております。したがって、事業活動の機会に適正なる確保とは、このような積極的な方針のもとに具体策を立てることが至当と考えますが、総理の御見解をお伺い申したいと存じます。

次に、通産大臣にお伺いいたします。第一点は、本案においては、中小企業者と会社及び個人との間の契約のみに限定されております。すなわち、実際に紛争が生じている農業協同組合や生活協同組合との特殊契約にまで及んでおりません。この点については、段階的に次の機会に法を改正して、新しくつけ加えるお考えはございませんでしょうか。この点、特に必要性を痛感いたしますので、あえてお考えを承りたいと思つてございませう。

第二点は、紛争処理機構について伺います。本案によりまして、中央及び都道府県の中小企業調整審議会が重大な任務を持つことになりました。私は、中小企業基本法に定める紛争調停の機構は、いまや、百貨店法の百貨店審議会、小売商業調整特別措置法の都道府県知事のあつせん調停、並びに

公正取引委員会の委員会活動などを一括して、一元的な調整機関を置き、一元的な方針のもとに調整に当たることが必要と思ひますが、大臣のこの点に關するお考えをお伺い申したいと存じます。

私は、特に以上の二点について、本案の今後の建設的な取り扱いを要望しつつお伺いした次第でございませう。最後に、厚生大臣にお尋ね申します。

環境衛生関係営業法は、いわゆる環境衛生関係の設立と事業について規定しておりますが、環境衛生法は、中小企業者によつてほとんど全部を占められておまして、この同業組合の事業は中小企業団体組織法に基づく商工組合の事業と本質的には同一なのでございませう。したがつて、本案のように商工組合の事業範囲拡大の法改正が積極的に行なわれる際には、環境法におきましても積極的に組合活動範囲拡大の法改正を行なうべきであると思つてございませう。中小企業基本法には、はつきりとサービス業を法の対象としているのでございませうから、サービス業種である環境衛生法に對しましても、この際、本案と同一趣旨の環境法改正を行なうのが当然であると考えてございませうが、これに關する大臣のお考えをお伺い申したいと存じます。

質問を終わるに臨みまして、特に申し添えます。私ども民社党は、本法の

改正は絶対必要とは判断しておりませんが、以上質問申し上げましたような若干の不備を感じずにはおられません。したがって、政府よりここに前向きな建設的な御答弁が得られるならば、私も進んで本案に賛成する方針であることを表明いたします。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣(池田勇人君) 今回の中小企業に対する措置は、お話のとおり改善でございます。私は中小企業のために非常に喜ぶのでございます。おおよそ経済の発展は、その規模が大であらうが中小であらうが、その規模別の差を問うべきではございません。全体として進んでいくのがわれわれの念願するところでありまして、ただ、自由経済のもとにおきましては、えてして大企業のほうが進みやすいのであります。したがって、均衡ある成長をはかるためには、政府といたしまして中小企業に力をより多く入れていくことは当然であるのであります。したがって、私はそういうことが必要であつて、ただ一定の業種を中小企業分野として固定していくということは、技術の革新とかあるいは流通機構の変革等、流動する経済界において、特殊の業種をこれは中小企業だと、こゝろ初めからきめてかかることは、全体の経済の発展上から申しまして問題があると思ふのであります。したがって、大企業と中小企業の衝突する場合におきましての調整をいふ考えであるということでは足りると私は思ふのであります。(拍手)

あると思ふのであります。したがって、大企業と中小企業の衝突する場合におきましての調整をいふ考えであるということでは足りると私は思ふのであります。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田一君) お答えを申し上げます。

私に対する御質問は、紛争の当事者に、まあ具体的に名をあげれば農協その他のものが入っていないようだが、こういうことでございしますが、私たちがいたしましては、農協等については農協の法律があるのであります。その目的が明らかにされておりますので、その法律に基づいて善処していくようにいたしたい、かような考えからこの組合の問題を入れたかつたわけでございます。

もう一つは、この紛争調整につきましては、小売商業調整特別措置法とか、百貨店法とか、公正取引委員会関係とか、いろいろある、さらにまたここに調停審議会というものがございまして、こゝろいろいろはもう一緒にしてしまつたほうがいいではないかという御質問と承るのであります。先ほど申し上げたようなそれぞれの問題については、それぞれ特殊な事情がございましてこの紛争調整の機能ができておるとわれわれは理解をいたしておりますので、これを全部一括して一つの調停審議会にするというところは、かえつて問題を紛争させるおそれがあるのではないかと、かように考えておるところであります。

いづれにいたしましても、中小企業の事業活動の機会の適正な確保をはかるといふことについて前向きに対処していかなければならないという御趣旨に対しては、われわれも心から賛意を表しておるところであり、今後その趣旨に沿つて十分努力をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。(拍手)

〔国務大臣小林武治君登壇、拍手〕

○国務大臣(小林武治君) 環境衛生関係の法律につきましては、御意見の趣旨もあつたし、事態に応じてひとつ改正を考慮したいと、かように考えております。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)。

日程第三、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)。

以上両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員会理事草葉隆國君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年四月十六日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三 殿

外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

外交関係に関するウィーン条約 この条約の当事国は、

すべての国の国民が古くから外交官の地位を承認してきたことを想起し、

国の主権平等、国際の平和及び安全の維持並びに諸国間の友好関係の促進に関する国際連合憲章の目的及び原則に留意し、

外交関係並びに外交上の特権及び免除に関する国際条約が、国家組織及び社会制度の相違にかかわらず、諸国間の友好関係の発展に貢献するであらうことを信じ、

このようの特権及び免除の目的が、個人に利益を与えることにあるのではなく、国を代表する外交使節団の任務の能率的な遂行を確保することにあることを認め、

この条約の規定により明示的に規制されていない問題については、引き続き国際慣習法の諸規則によるべきことを確認して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約の適用上、

(a) 「使節団の長」とは、その資格において行動する任務を派遣国により課せられた者をいう。

(b) 「使節団の構成員」とは、使節団の長及び使節団の職員をいう。

(c) 「使節団の職員」とは、使節団の外交職員、事務及び技術職員並びに役務職員をいう。 (d) 「外交職員」とは、使節団の職員で外交官の身分を有するものをいう。 (e) 「外交官」とは、使節団の長又は使節団の外交職員をいう。 (f) 「事務及び技術職員」とは、使節団の職員で使節団の事務的業務又は技術的業務のために雇用されているものをいう。 (g) 「役務職員」とは、使節団の職員で使節団の役務に従事するものをいう。 (h) 「個人的使用人」とは、使節団の構成員の家事に従事する者で派遣国が雇用する者でないものをいう。 (i) 「使節団の公館」とは、所有者のいかなるを問はず、使節団のために使用されている建物又はその一部及びこれに附属する土地（使節団の長の住居であるこれらのものを含む。）をいう。 第二条 諸国間の外交関係の開設及び常駐の使節団の設置は、相互の同意によつて行なう。 第三条 1 使節団の任務は、特に、次のことから成る。	(a) 接受国において派遣国を代表すること。 (b) 接受国において、国際法が認める範囲内で派遣国及びその国民の利益を保護すること。 (c) 接受国の政府と交渉すること。 (d) 接受国における諸事情をすべての適法な手段によつて確認し、かつ、これらについて派遣国の政府に報告すること。 (e) 派遣国と接受国との間の友好関係を促進し、かつ、両国の経済上、文化上及び科学上の関係を発展させること。 2 この条約のいかなる規定も、使節団による領事任務の遂行を妨げるものと解してはならない。 第四条 1 派遣国は、自国が使節団の長として接受国に派遣しようとする者について接受国のアグレマンが与えられていることを確認しなければならぬ。 2 接受国は、アグレマンの拒否について、派遣国に対し、その理由を示す義務を負わない。 第五条 1 派遣国は、関係接受国に対し適当な通告を行なつた後、同一の使節団の長又は外交職員を同時に二以上の国に派遣することができ。ただし、いずれかの関係接受	国が明示的に異議を申し入れた場合は、この限りでない。 2 派遣国は、同一の使節団の長を他の一又は二以上の国に派遣している場合には、その使節団の長が常駐しない各国に臨時代理大使又は臨時代理公使を首席の職員とする使節団を設置することができ。 3 使節団の長又は使節団の外交職員は、国際機関における自国の代表として行動することができ。 第六条 二以上の国は、同一の者を同時にそれぞれの国の使節団の長として他の一國に派遣することができ。ただし、接受国が異議を申し入れた場合は、この限りでない。 第七条 第五条、第八条、第九条及び第十条の規定に従ふことを条件として、派遣国は、使節団の職員を自由に任命することができ。使節団付きの陸軍駐在官、海軍駐在官又は空軍駐在官の任命については、接受国は、承認のため、あらかじめその氏名を申し出ることを要求することができる。 第八条 1 使節団の外交職員は、原則として、派遣国の国籍を有する者でなければならぬ。	2 使節団の外交職員は、接受国の国籍を有する者の中から任命してはならない。ただし、接受国が同意した場合は、この限りでない。 接受国は、いつでも、この同意を撤回することができる。 3 接受国は、派遣国の国民でない第三国の国民についても、同様の権利を留保することができ。 第九条 1 接受国は、いつでも、理由を示さないうで、派遣国に対し、使節団の長若しくは使節団の外交職員である者がベルソナ・ノン・グラータであること又は使節団のその他の職員である者が受け入れ難い者であることを通告することができ。その通告を受けた場合には、派遣国は、状況に応じ、その者を召還し、又は使節団におけるその者の任務を終了させなければならない。接受国は、いずれかの者がその領域に到着する前においても、その者がベルソナ・ノン・グラータであること又は受け入れ難い者であることを明らかにすることができ。 2 派遣国が1に規定する者に関するその義務を履行することを拒否した場合又は相当な期間内にこれを履行しなかつた場合には、接受国は、その者を使節団の構成員と	認めることを拒否することができ。 第十条 1 接受国の外務省（合意により指定した他の省を含む。以下同じ。）は、次の事項について通告を受けるものとする。 (a) 使節団の構成員の任命、到着及び最終的出発又は使節団における任務の終了 (b) 使節団の構成員の家族である者の到着及び最終的出発並びに、状況に応じ、いずれかの者が使節団の構成員の家族となる事実又は家族でなくなる事実 (c) (a)に掲げる者が雇用している個人的使用人の到着及び最終的出発並びに、状況に応じ、そのような雇用が終了する事実 (d) 接受国内に居住する者を使節団の構成員として又は特権及び免除を受ける権利を有する個人的使用人として雇用すること及びこれを解雇すること。 2 1に規定する到着及び最終的出発の通告は、可能な場合には、事前に行なわなければならない。 第十一条 1 使節団の職員の数に關して特別の合意がない場合には、接受国は、使節団の職員の数を接受国が自国内の諸事情及び当該使節団の
--	--	---	--	---

必要を考慮して合理的かつ正常と認める範囲内のものとすることを要求することができる。

2 接受国は、また、同様の制限の下に、かつ、無差別の原則の下に、特定の職種の職員を受け入れることを拒否することができる。

第十二条

派遣国は、接受国による事前の明示の同意を得ないで、使節団の設置の場所以外の場所に、使節団の一部を構成する事務所を設置してはならない。

第十三条

1 使節団の長は、接受国において一律に適用されるべき一般的の法律に従い、自己の信任状を提出した時又は自己の到着を接受国の外務省に通告し、かつ、自己の信任状の真正な写しを外務省に提出した時において接受国における自己の任務を開始したものとみなされる。

2 信任状又はその真正な写しを提出する順序は、使節団の長の到着の日時によつて決定する。

第十四条

1 使節団の長は、次の三の階級に分かたれる。

(a) 国の元首に対して派遣された大使又はローマ法王の大使及びこれらと同等の地位を有する他の使節団の長

(b) 国の元首に対して派遣された公使及びローマ法王の公使

(c) 外務大臣に対して派遣された代理公使

2 席次及び儀礼に関する場合を除くほか、階級によつて使節団の長を差別してはならない。

第十五条

使節団の長に与える階級は、関係国の間で合意するところによる。

第十六条

1 使節団の長は、それぞれの階級においては、第十三条の規定による任務開始の日の順序に従つて席次を占めるものとする。

2 使節団の長の信任状の変更で階級の変更を伴わないものは、その使節団の長の席次に影響を及ぼさないものとする。

3 この条の規定は、ローマ法王の代表者の席次に関する法律で接受国が承認するものに影響を及ぼすものではない。

第十七条

使節団の外交職員の席次は、使節団の長が接受国の外務省に通告するものとする。

第十八条

使節団の長の接受に関しよるべき手続は、当該接受国において、それぞれの階級につき同一でなければならない。

第十九条

1 使節団の長が欠けた場合又は使節団の長がその任務を遂行することができない場合には、臨時代理大使又は臨時代理公使が暫定的に使節団の長として行動するものとする。その臨時代理大使又は臨時代理公使の氏名は、使節団の長又は使節団の長がすることが不可能な場合には、派遣国の外務省が接受国の外務省に通告するものとする。

2 派遣国は、その使節団の外交職員が接受国にいない場合には、接受国の同意を得て、事務及び技術職員を使節団の日常の管理的事務の担当者に指定することができる。

第二十条

使節団及び使節団の長は、使節団の公館（使節団の長の住居を含む。）及び使節団の長の輸送手段に派遣国の国旗及び国章を掲げる権利を有する。

第二十一条

1 接受国は、派遣国が自国の使節団のために必要な公館を接受国の法令に従つて接受国の領域内で取得することを容易にし、又は派遣国が取得以外の方法で施設を入手することを助ねなければならない。

2 接受国は、また、必要な場合には、使節団が使節団の構成員のため

の適当な施設を入手することを助ねなければならない。

第二十二条

1 使節団の公館は、不可侵とする。接受国の官吏は、使節団の長が同意した場合を除くほか、公館に立ち入ることができない。

2 接受国は、侵入又は損壊に対し使節団の公館を保護するため及び公館の安寧の妨害又は公館の威厳の侵害を防止するため適当なすべての措置を執る特別の責務を有する。

3 使節団の公館、公館内にある用具類その他の財産及び使節団の輸送手段は、捜索、徴発、差押え又は強制執行を免除される。

第二十三条

1 派遣国及び使節団の長は、使節団の公館（所有しているものであると賃借しているものであるとを問わない。）について、国又は地方公共団体のすべての賦課金及び租税を免除される。ただし、これらの賦課金又は租税であつて、提供された特定の役務に対する給付としての性質を有するものは、この限りでない。

2 この条に規定する賦課金又は租税の免除は、派遣国又は使節団の長と契約した者が接受国の法律に従つて支払うべき賦課金又は租税については適用しない。

第二十四条

使節団の公文書及び書類は、いずれの時及びいずれの場所においても不可侵とする。

第二十五条

接受国は、使節団に対し、その任務の遂行のため十分な便宜を与えないではない。

第二十六条

接受国は、国の安全上の理由により立入りが禁止され又は規制されている地域に関する法令に従うことを条件として、使節団のすべての構成員に対し、自国の領域内における移動の自由及び旅行の自由を確保しなければならない。

第二十七条

1 接受国は、すべての公の目的のために使節団の自由な通信を許し、かつ、これを保護しなければならない。使節団は、自国の政府並びに、いずれの場所にあるかを問わず、自国の他の使節団及び領事館と通信するにあたり、外交伝書使及び暗号又は符号による通信文を含むすべての適当な手段を用いることができる。ただし、使節団が、無線送信機を設置し、かつ、使用するには、接受国の同意を得なければならない。

2 使節団の公用通信は、不可侵とする。公用通信とは、使節団及び

その任務に関するすべての通信をいう。

3 外交封印袋は、開き又は留置することができない。

4 外交封印袋である包みには、外交封印袋であることを外部から識別しうる記号を附さなければならず、また、外交上の書類又は公の使用のための物品のみを入れることができる。

5 外交伝書使は、自己の身分及び外交封印袋である包みの数を示す公文書が交付されていることを要し、その任務の遂行について接受国により保護されるものとする。その外交伝書使は、身体の不可侵を享有し、いかなる方法によつてもこれを抑留し又は拘禁することができない。

6 派遣国又はその使節団は、臨時の外交伝書使を指名することができる。その場合には、5の規定の適用があるものとする。ただし、5に規定する免除は、その外交伝書使が自己の管理の下にある外交封印袋を受取人に交付した時に、適用されなくなるものとする。

7 外交封印袋は、公認の入国空港に着陸することになつて商業航空機の機長にその輸送を委託することができる。その機長は、外交封印袋である包みの数を示す公文書を交付されるが、外交伝書使

とはみなされない。使節団は、その機長から直接にかつ自由に外交封印袋を受領するため、使節団の構成員を派遣することができる。

第二十八条

使節団がその公の任務の遂行にあつて課する手数料及び料金は、すべての賦課金及び租税を免除される。

第二十九条

外交官の身体は、不可侵とする。外交官は、いかなる方法によつても抑留し又は拘禁することができない。接受国は、相応な敬意をもつて外交官を待遇し、かつ、外交官の身体、自由又は尊厳に対するいかなる侵害をも防止するためすべての適当な措置を執らなければならない。

第三十条

1 外交官の個人的住居は、使節団の公館と同様の不可侵及び保護を享有する。

2 外交官の書類、通信及び、第三十一条3の規定による場合を除くほか、その財産も、同様に、不可侵を享有する。

第三十一条

1 外交官は、接受国の刑事裁判権からの免除を享有する。外交官は、また、次の訴訟の場合を除くほか、民事裁判権及び行政裁判権からの免除を享有する。

(a) 接受国の領域内にある個人の不動産に関する訴訟（その外交官が使節団の目的のため派遣国に代わつて保有する不動産に関する訴訟を含まない。）

(b) 外交官が、派遣国の代表者としてではなく個人として、遺言執行者、遺産管理人、相続人又は受遺者として関係している相続に関する訴訟

(c) 外交官が接受国において自己の公の任務の範囲外で行なう職業活動又は商業活動に関する訴訟

2 外交官は、証人として証言を行なう義務を負わない。

3 外交官に対する強制執行の措置は、外交官の身体又は住居の不可侵を害さないことを条件として、

1 (a)、(b)又は(c)に規定する訴訟の場合にのみ執ることができ、

4 外交官が享有する接受国の裁判権からの免除は、その外交官を派遣国の裁判権から免れさせるものではない。

第三十二条

1 派遣国は、外交官及び第三十七条の規定に基づいて免除を享有する者に対する裁判権からの免除を放棄することができる。

2 放棄は、常に明示的に行なわなければならない。

3 外交官又は第三十七条の規定に基づいて裁判権からの免除を享有する者が訴えを提起した場合に、本訴に直接に関連する反訴について裁判権からの免除を援用することができない。

4 民事訴訟又は行政訴訟に関する裁判権からの免除の放棄は、その判決の執行についての免除の放棄をも意味するものとみなしてはならない。判決の執行についての免除の放棄のためには、別にその放棄をすることを必要とする。

第三十三条

1 外交官は、3の規定に従うことを条件として、派遣国のために提供された役務について、接受国で施行されている社会保障規程の適用を免除される。

2 1に規定する免除は、また、次のことを条件として、もつぱら外交官に雇用されている個人的使用人にも適用される。

(a) その使用人が、接受国の国民でないこと、又は接受国内に通常居住していないこと。

(b) その使用人が派遣国又は第三国で施行されている社会保障規程の適用を受けていること。

3 2に規定する免除が適用されない者を雇用している外交官は、接受国の社会保障規程が雇用者に課

する義務に従わなければならない。

4 1及び2に規定する免除は、接受国における社会保障制度への自発的な参加を妨げるものではない。ただし、その参加には、接受国の許可を必要とする。

5 この条の規定は、社会保障に関する二国間又は多数国間の協定ですでに締結されたものに影響を及ぼすものではなく、また、将来におけるこのような協定の締結を妨げるものではない。

第三十四条

外交官は、次のものを除くほか、人、不動産又は不動産に関し、国又は地方公共団体のすべての賦課金及び租税を免除される。

(a) 商品又は役務の価格に通常含まれるような間接税

(b) 接受国の領域内にある個人の不動産に対する賦課金及び租税（その外交官が使節団の目的のため派遣国に代わつて保有する不動産に対する賦課金及び租税を含まない。）

(c) 第三十九条4の規定に従うことを条件として、接受国によつて課される遺産税又は相続税

(d) 接受国内に源泉がある個人的所得に対する賦課金及び租税並びに接受国内の商業上の企業への投資に対する資本税

(e) 給付された特定の役務に対する課徴金

(f) 第二十三条の規定に従うことを条件として、登録税、裁判所手数料若しくは記録手数料、担保税又は印紙税であつて、不動産に関するもの

第三十五条

接受国は、外交官に対し、すべての人的役務、種類のいかんを問わないうすべての公的役務並びに徴税、軍事上の金銭的負担及び宿舍割当てに関する義務のような軍事上の義務を免除する。

第三十六条

1 接受国は、自国が制定する法令に従つて、次の物品の輸入を許可し、かつ、それらについてすべての関税、租税及び関係がある課徴金を免除する。ただし、倉入れ、運搬及びこれらに類似する役務に対する課徴金は、この限りでない。

(a) 使節団の公の使用のための物品

(b) 外交官又はその家族の構成員でその世帯に属するものの個人的な使用のための物品（外交官の居住のための物品を含む。）

2 外交官の手荷物、検査を免除される。ただし、手荷物中に1に掲げる免除の適用を受けない物品又は輸出入が接受国の法律によつて

禁止されており若しくはその検査規則によつて規制されている物品が含まれていると推定すべき重大な理由がある場合は、この限りでない。その場合には、検査は、当該外交官又は当該外交官が委任した者の立会いの下においてのみ行なわれなければならない。

第三十七条

1 外交官の家族の構成員でその世帯に属するものは、接受国の国民でない場合には、第二十九条から第三十六条までに規定する特権及び免除を享有する。

2 使節団の事務及び技術職員並びにその家族の構成員でその世帯に属するものは、接受国の国民でない場合又は接受国に通常居住していない場合には、第二十九条から第三十五条までに規定する特権及び免除を享有する。ただし、第三十一条に規定する接受国の民事裁判権及び行政裁判権からの免除は、その者が公の任務の範囲外で行なつた行為に及ばない。前記の者は、また、最初の到着にあつて輸入する物品について、第三十六條1に規定する特権を享有する。

3 使節団の役務職員であつて、接受国の国民でないもの又は接受国に通常居住していないものは、その公の任務の遂行にあたつて行なつた行為についての裁判権からの免除、自己が雇用されていることによつて受ける報酬に対する賦課金及び租税の免除並びに第三十三条に規定する免除を享有する。

つた行為についての裁判権からの免除、自己が雇用されていることによつて受ける報酬に対する賦課金及び租税の免除並びに第三十三条に規定する免除を享有する。

4 使節団の構成員の個人的使用人は、接受国の国民でない場合又は接受国に通常居住していない場合には、自己が雇用されていることによつて受ける報酬に対する賦課金及び租税を免除される。その他の点については、その者は、接受国によつて認められている限度まで特権及び免除を享有する。もつとも、接受国は、その者に対して裁判権を行使するには、使節団の任務の遂行を不当に妨げないような方法によらなければならない。

1 接受国の国民である外交官又は接受国に通常居住している外交官は、その任務の遂行にあたつて行なつた行為についての裁判権からの免除及び不可侵を享有する。ただし、接受国によつてそれ以上の特権及び免除が与えられる場合は、この限りでない。

第三十八条

2 外交職員以外の使節団の職員又は個人的使用人であつて、接受国の国民であるもの又は接受国内に通常居住しているものは、接受国によつて認められている限度まで特権及び免除を享有する。もつとも

も、接受国は、その者に対して裁判権を行使するには、使節団の任務の遂行を不当に妨げないような方法によらなければならない。

第三十九条

1 特権及び免除を受ける権利を有する者は、赴任のため接受国の領域にはいつた時又は、すでに接受国の領域内にある場合には、自己の任命が外務省に通告された時から、特権及び免除を享有する。

2 特権及び免除を享有する者の任務が終了した場合には、その者の特権及び免除は、通常その者が接受国を去る時に、又は、接受国を去るために要する相当な期間が経過したときは、その時に消滅する。ただし、その時までには、その特権及び免除は、武力抗争が生じた場合においても存続するものとす。また、前記の者が使節団の構成員として任務を遂行するにあつて行なつた行為についての裁判権からの免除は、その者の特権及び免除の消滅後も引き続き存続するものとする。

3 使節団の構成員が死亡した場合において、その家族は、接受国を去るために要する相当な期間が経過する時まで、自己が受ける権利を有する特権及び免除を引き続き享有する。

4 使節団の構成員であつて、接受国の国民でないもの若しくは接受国に通常居住していないもの又はそれらの者の家族の構成員であつて、その世帯に属するものが死亡した場合において、接受国は、その者が接受国内で取得した財産で死亡の時に輸出を禁止されていたものを除くほか、その者の動産の持出しを許可するものとする。その者が使節団の構成員又はその家族として接受国にあつたことのみに基づいて接受国に所在する動産に対しては、遺産税及び相続税を課さない。

第四十条

1 外交官が、赴任、帰任又は帰国の途中において、旅券査証が必要の場合にその査証を与えた第三国の領域を通過している場合又はその領域内にある場合には、その第三国は、その外交官に、不可侵及びその通過又は帰還を確実にするために必要な他の免除を与えなければならない。外交官の家族で特権若しくは免除を享有するものがその外交官と同行する場合又はその外交官のもとにおもむくために若しくは帰国するために別個に旅行中である場合について、同様とする。

2 1に規定する場合と同様の場合において、第三国は、使節団の事

務及び技術職員若しくは役務職員又はそれらの者の家族が当該第三国の領域を通過することを妨げてはならない。

3 第三国は、暗号又は符号による通信文を含む通過中のすべての公用通信に対し、接受国が与えるべき自由及び保護と同様の自由及び保護を与えなければならない。第三国は、旅券査証が必要な場合にその査証を与えられた通過中の外交伝書使及び通過中の外交封印袋に対し、接受国が与えるべき不可侵及び保護と同様の不可侵及び保護を与えなければならない。

4 1、2及び3の規定に基づき第三国が有する義務は、それらの項に規定する者並びに公用通信及び外交封印袋が不可抗力によつて当該第三国の領域にはいつた場合についても、また、同様とする。

第四十一条
1 特権及び免除を害することなく、接受国の法令を尊重することは、特権及び免除を享有するすべての者の義務である。それらの者は、また、接受国の国内問題に介入しない義務を有する。

2 派遣国がその使節団に課した接受国を相手方とするすべての公の職務は、接受国の外務省を相手方として、又は接受国の外務省を通じて、行なうものとする。

3 使節団の公館は、この条約、一般国際法の他の規則又は派遣国と接受国との間で効力を有する特別の合意により定める使節団の任務と両立しない方法で使用してはならない。

第四十二条

外交官は、接受国内で、個人的な利得を目的とするいかなる職業活動又は商業活動も行なつてはならない。

第四十三条

外交官の任務は、特に、次の時に於いて終了する。

(a) 派遣国が、接受国に対し、その外交官の任務が終了した旨の通告を行なつた時

(b) 接受国が、派遣国に対し、第九条2の規定に従つて、その外交官を使節団の構成員と認めることを拒否する旨の通告を行なつた時

第四十四条

接受国は、武力抗争が生じた場合においても、特権及び免除を享有する者で接受国の国民でないもの及びその家族（国籍のいかんを問わない。）ができる限り早い時期に退去できるよりに便宜を与えなければならない。特に、接受国は、必要な場合には、それらの者及びその財産のために必要な輸送手段を提供しなければならない。

第四十五条

二国間で外交關係が断絶した場合又は使節団が永久的に若しくは一時的に召還された場合には、

(a) 接受国は、武力抗争が生じたときにおいても、使節団の公館並びに使節団の財産及び公文書を尊重し、かつ、保護しなければならない。

(b) 派遣国は、接受国が承認することができ第三国に、使節団の公館並びに財産及び公文書の管理を委託することができ。

(c) 派遣国は、接受国が承認することができ第三国に、自国の利益及び自国民の利益の保護を委託することができ。

第四十六条

派遣国は、接受国に使節団を設置していない第三国の要請に基づき、接受国の事前の同意を得て、当該第三国及びその国民の利益を一時的に保護することができ。

第四十七条

1 接受国は、この条約の規定を適用するにあつて、国家間に差別をしてはならない。

2 もつとも、次の場合には、差別が行なわれているものとみなされない。

(a) この条約のいずれかの規定が、派遣国において、接受国の使節団に対して制限的に適用さ

れていることを理由として、接受国が当該いずれかの規定を制限的に適用する場合

(b) 諸国が、慣習又は合意により、この条約の規定が定める待遇よりも一層有利な待遇を相互に与えている場合

第四十八条

この条約は、千九百六十一年十月三十一日までオーストリア連邦外務省で、その後は千九百六十二年三月三十一日までニューヨークの国際連合本部で、国際連合又はそのいずれかの専門機関のすべての加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの条約の当事国になるよう国際連合総会により招請された他の国による署名のため開放しておく。

第四十九条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託されるものとする。

第五十条

この条約は、第四十八条に規定する四の種類のいずれかに属する国による加入のため開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託されるものとする。

第五十一条

1 この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長

に寄託された日から三十日目の日に効力を生ずる。

2 二十二番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し又はこれに加入する各国については、この条約は、その国の批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第五十二条

国際連合事務総長は、第四十八条に規定する四の種類のいずれかに属するすべての国に次の事項を通報するものとする。

(a) 第四十八条、第四十九条及び第五十条の規定に従つて行なわれるこの条約の署名及び批准書又は加入書の寄託

(b) 第五十一条の規定に従つてこの条約が効力を生ずる日

第五十三条

この条約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本文をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託される。事務総長は、第四十八条に規定する四の種類のいずれかに属するすべての国にその認証原本を送付するものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十一年四月十八日に
ウィーンで作成した。

アフガニスタンのために

アルバニアのために

S・チャルチャニ

アルゼンティンのために

C・ポリーニ・ショー

オーストラリアのために

オーストリアのために

クライスキー

ベルギーのために

G・デルコワニ

千九百六十一年十月二十

三日

ボリヴィアのために

ブラジルのために

J・デ・ソウザ・レオン

ブルガリアのために

I・ダスカロフ

Y・ゴレマノフ

ビルマのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共

和国のために

S・シャルドワイコ

カンボディアのために

カメルーンのために

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

セイロンのために

R・S・S・グネワルドゥネ

チャードのために

チリのために

ルイス・メロ・レカールス

中国のために

胡慶育

陳岱礎

コロンビアのために

M・アグデロー・G

アントニオ・パヨーナ

コンゴ(ブラザヴィル)のために

コンゴ(レオポルドヴィル)のた

めに

J・カハンバ

コスタ・リカのために

キューバのために

サイプラスのために

チェコスロヴァキアのために

ドクトル リハルド・イエー

ジュック

ダホメのために

デンマークのために

H・H・シュレーデル

ドミニカ共和国のために

エクアドルのために

第三十七条2、3及び4の規

定を留保して

N・M・ボンセ

エル・サルヴァドルのために

エチオピアのために

ドイツ連邦共和国のために

ウエルネル・ダンクウオルト

マラヤ連邦のために

フィンランドのために

オットー・ワルティオヴァー

ラ

千九百六十一年十月二十

日

フランスのために

ガボンのために

ガーナのために

E・O・アサフリアジエ

E・コジョエ・ダジ

ギリシャのために

グアテマラのために

フランススコ・リナールス・

アランド

ギニアのために

ハイティのために

ヴァチカンのために

司祭 アゴスティーノ・カザ

ローリ

司祭 オッタヴィア・デ・リ

ーヴァ

ホンデラスのために

ハンガリーのために

ウシトル・エンドレ

アイスランドのために

インドのために

インドネシアのために

イランのために

教授、ドクトル A・マティ

ーネッダフタリイ

千九百六十一年五月二十

七日

イラクのために

アイルランドのために

T・J・ホラン

D・P・ウォールドロン

イスラエルのために

ジョセフ・リント

イタリアのために

象牙海岸のために

日本国のために

ヨルダンのために

クウェイトのために

ラオスのために

レバノンのために

E・ドナト

リベリアのために

N・バーンズ

リビアのために

リヒテンシュタインのために

ハインリッヒ・プリントツ・フ

ン・リヒテンシュタイン

ルクセンブルグのために

マダガスカルのために

マリのために

メキシコのために

カルロス・ダリーオ・オヘー

ダ

フェデリコ・A・マリスカ

ル

マヌエル・カブレラ

モナコのために

モロッコのために	大韓民国のために	テュニジアのために	政府のために、外交関係 に関するウィーン条約に 次の留保を附することを 希望する。 (1) ヴェネズエラは、千 八百七十六年五月二十 三日の法律第二条の規 定により、同一の者が 外交任務及び領事任務 の双方を遂行すること を許さない。したがつ て、ヴェネズエラは、 前記の条約の第三条2 の規定を受諾すること ができない。 (2) 現行のヴェネズエラ の法律により、事務及 び技術職員又は役務職 員については、特権及 び免除を適用すること ができない。この理由 により、ヴェネズエラ は、同条約の第三十七 条2、3及び4の規定 を受諾しない。 (3) ヴェネズエラの憲法 によれば、すべての ヴェネズエラ国民は、 法の下に平等であつ て、かつ、何人も、特 別の特権を享有するこ とができない。この理	由により、本官は、同 条約の第三十八条の規 定に正式の留保を附す るものである。 千九百六十一年四 月十八日にウィー ンで ヴェネズエラ 共和国代表 ラモン・カル モーナ	
ネパールのために	ヴィエトナム共和国のために	トルコのために			
オランダのために	ルーマニアのために	ウクライナ・ソヴィエト社会主義 共和国のために	この議定書及び千九百六十一年三 月二日から同年四月十四日まで ウィーンで開催された国際連合の会 議において採択された外交関係に関 するウィーン条約(以下「条約」と いう)の当事国は、 条約の解釈又は適用から生ずるあ らゆる紛争を、自国に関するもので ある限り、他の解決方法が当事国に より合理的な期間内に合意される場 合を除くほか、国際司法裁判所の議		
ニュー・ジブランドのために	ディミトリウ	K・ザビガイロ			
ニカラグアのために	サン・マリノのために	南アフリカ連邦のために	紛争の義務的解決に関する選択 議定書 この議定書及び千九百六十一年三 月二日から同年四月十四日まで ウィーンで開催された国際連合の会 議において採択された外交関係に関 するウィーン条約(以下「条約」と いう)の当事国は、 条約の解釈又は適用から生ずるあ らゆる紛争を、自国に関するもので ある限り、他の解決方法が当事国に より合理的な期間内に合意される場 合を除くほか、国際司法裁判所の議		
ニジェールのために	ドクトル ヴィル・ミユレ ル・フュムベック	ソヴィエト社会主義共和国連邦の ために			
ナイジェリアのために	千九百六十一年十月二十 五日	アラブ連合共和国のために	トウキン		
ノールウェーのために	セネガルのために	アラブ連合共和国のために			
エーギル・アムリ	L・ボワシエル・パリュン	グレート・ブリテン及び北部アイ ランド連合王国のために	千九百六十一年十二月十 一日		
パキスタンのために	ソマリアのために	パトリック・デイトン			
パナマのために	スペインのために	千九百六十一年六月二十 九日	上ヴォルタのために		
J・E・レフエーブレ	スーダンのために	H・フリーマン・マッシュューズ			
パラグアイのために	スウェーデンのために	千九百六十一年六月二十 九日	ウルグアイのために		
ペルーのために	Z・プシブイシエフスキ・ ヴェスルツ	ス			
フィリピンのために	スイスのために	ラモン・カルモーナ	別記の留保を附して 本官は、本官が代表する		
ロベルト・レガラ	パウ・ル・ユエゲル	ラモン・カルモーナ			
千九百六十一年十月二十 日	O・ワニクン	ラモン・カルモーナ	千九百六十一年十月三十 日		
ポーランドのために	千九百六十一年十月三十 日	ラモン・カルモーナ			
ヘンリック・ビレッキ	千九百六十一年十月三十 日	ラモン・カルモーナ	千九百六十一年十月三十 日		
ミロスラフ・ガシヨロフスキ	千九百六十一年十月三十 日	ラモン・カルモーナ			
ポルトガルのために	千九百六十一年十月三十 日	ラモン・カルモーナ	千九百六十一年十月三十 日		
千九百六十一年十月三十 日	千九百六十一年十月三十 日	ラモン・カルモーナ			

務的管轄に付託する希望を有することを表明して、

次のとおり協定した。

第一条

条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、国際司法裁判所の義務的管轄の範囲内に属するものとし、したがって、これらの紛争は、この議定書の当事国である紛争のいずれかの当事国が行なう請求により、国際司法裁判所に付託することができる。

第二条

両当事国は、一方の当事国が、他方の当事国に対し、紛争が存在する旨の見解を通告した後二箇月の期間内に、その紛争を国際司法裁判所にではなく仲裁裁判所に付託することにつき合意することができ。前記の期間が経過した後は、いずれか一方の当事国は、請求により、当該紛争を国際司法裁判所に付託することができる。

第三条

1 両当事国は、第二条に規定する二箇月の期間内においては、国際司法裁判所に付託する前に調停手続を執ることにつき、合意することができる。

2 調停委員会は、その構成の後五箇月以内に勧告を行なわなければならない。勧告が行なわれた後二箇月以内に紛争の当事国がその

勧告を受諾しない場合には、いずれか一方の当事国は、請求により、当該紛争を国際司法裁判所に付託することができる。

第四条

条約、国籍の取得に関する選択議定書及びこの議定書の当事国は、国籍の取得に関する選択議定書の解釈又は適用から生ずる紛争についてこの議定書の規定を適用することを、いつでも、宣言することができる。その宣言は、国際連合事務総長に通告するものとする。

第五条

この議定書は、千九百六十一年十月三十一日まではオーストリア外務省で、その後は千九百六十二年三月三十一日までニューヨークの国際連合本部で、条約の当事国となるすべての国による署名のため開放しておく。

第六条

この議定書は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託されるものとする。

第七条

この議定書は、条約の当事国となるすべての国による加入のため開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託されるものとする。

第八条

1 この議定書は、条約の効力発生の日又はこの議定書の二番目の批准書若しくは加入書が国際連合事務

務総長に寄託された日から三十日目の日のいずれかおそい日に効力を生ずる。

2 1の規定に従つて効力を生じた後にこの議定書を批准し又はこれに加入する各国については、この議定書は、その国の批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第九条

国際連合事務総長は、条約の当事国となるすべての国に次の事項を通報するものとする。

(a) 第五条、第六条及び第七条の規定に従つて行なわれるこの議定書の署名及び批准書又は加入書の寄託

(b) 第四条の規定に従つて行なわれる宣言

(c) 第八条の規定に従つてこの議定書が効力を生ずる日

第十条

この議定書の原本は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本文をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託される。事務総長は、第五条に規定するすべての国にその認証謄本を送付するものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、このためそれぞれの政府から

正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百六十一年四月十八日に
ウィーンで作成した。

アフガニスタンのために

アルバニアのために

アルゼンティンのために

オーストラリアのために

オーストリアのために

クライスキー

ベルギーのために

G・デルコワニ

千九百六十一年十月二十三日

ポリヴィアのために

ブラジルのために

ブルガリアのために

ビルマのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

カンボディアのために

カメルーンのために

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

セイロンのために

チャードのために

チリのために

中国のために

胡慶育

陳岱礎

コロンビアのために

M・アグデーロ・G

アントニオ・パヨーナ

コンゴ(ブラザヴィル)のために

コンゴ(レオポルドヴィル)のために

コスタ・リカのために

キューバのために

サイプラスのために

チェコスロヴァキアのために

ダホメのために

デンマークのために

H・H・シュレーデル

ドミニカ共和国のために

エクアドルのために N・M・ボンセ エル・サルヴァドルのために エチオピアのために ドイツ連邦共和国のために ウエルネル・ダンクウォルト マラヤ連邦のために フィンランドのために オットオ・ワルティオヴァー ラ 千九百六十一年十月二十 日 フランスのために ガボンのために ガーナのために E・O・アサフ・アジェイ E・コジョエ・ダジ ギリシャのために グアテマラのために ギニアのために ハイティのために ヴァチカンのために	ホンデュラスのために ハンガリーのために アイスランドのために インドのために インドネシアのために イランのために 教授、ドクトル A・マティ ネリダフタリイ 千九百六十一年五月二十 七日 イラクのために アイルランドのために T・J・ホラン D・P・ウオールドロ イスラエルのために ジョセフ・リントン 政府の承認を条件として イタリアのために 象牙海岸のために 日本国のために ジョルダンのために	クウェイトのために ラオスのために レバノンのために E・ドナト リベリアのために リビアのために リヒテンシュタインのために ハインリッヒ・プリンツ・ フォン・リヒテンシュタイン ルクセンブルグのために マダガスカルのために マリのために メキシコのために モナコのために モロッコのために ネパールのために オランダのために ニュー・ジブラントのために ニカラグアのために	ニジェールのために ナイジェリアのために ノールウェーのために エーグル・アムリー パキスタンのために パナマのために パラグアイのために ペルーのために フィリピンのために ロベルト・レガラ 千九百六十一年十月二十 日 ポーランドのために ポルトガルのために 大韓民国のために ヴィエトナム共和国のために ルーマニアのために サン・マリノのために サウディ・アラビアのために	セネガルのために ソマリアのために スペインのために スーダンのために スウェーデンのために Z・ブシブイシェフスキ・ ヴェスルツ スイスのために パウ・ル・ル・エーゲル タイのために トーゴのために テュニジアのために トルコのために ウクライナ・ソヴィエト社会主義 共和国のために 南アフリカ連邦のために ソヴィエト社会主義共和国連邦の ために アラブ連合共和国のために
--	--	---	---	--

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
パトリック・ディーン
千九百六十一年十二月十一日
アメリカ合衆国のために
H・フリーマン・マッシュューズ

千九百六十一年六月二十
九日
上ヴォルタのために
ウルグアイのために
ヴェネズエラのために
イエメンのために

ユーゴスラヴィアのために
批准を留保して
ミラン・バルトシ
ラザール・リリッチ
〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

在外公館の名称及び位置を定める
法律及び在外公館に勤務する外務
公務員の給与に関する法律の一部
を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十九年四月二十四日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿
在外公館の名称及び位置を定める
法律及び在外公館に勤務する外務
公務員の給与に関する法律の一部
を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正)

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「及び在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部」を、「在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部及び経済協力開発機構日本政府代表部」に改める。

表中「マラヤ連邦日本国大使館

在マレイシア日本国大使館

在ブルンディ日本国大使館

在ブルンディ日本国大使館

在ハンガリー日本国大使館

在ルーマニア日本国大使館

在ブルガリア日本国大使館

在ハンガリー日本国総領事館

在シンガポール日本国総領事館

在シンガポール日本国総領事館

在ソールズベリー日本国総領事館

マラヤ連邦 クアラ・ランプール

マレイシア クアラ・ランプール

ブルンディ ウスンブラ

ブルンディ ウスンブラ

ハンガリー ブダペスト

ハンガリー ブダペスト

ルーマニア ブカレスト

ブルガリア ソフィア

連合王国 シンガポール

マレイシア シンガポール

ローデシア・ニアサランド連邦 ソールズベ

を

に、

を

に改め、

を削り、

を

に、

を

を

を

を

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)
第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表大使館の項中「マラヤ連邦」を「マレイシア」に、「ブルンディ」を「ブルンディ」に改める。

ケ	ニ	ア	一五、〇〇〇	二、三三〇	二、六二八	六、九四八	六、九四八	六、九四八	六、九四八
ブル	ン	デ	一五、〇〇〇	二、三三〇	二、六二八	六、九四八	六、九四八	六、九四八	六、九四八
ル	マ	ニ	一七、四〇〇	一五、四〇〇	二、六二八	六、九四八	六、九四八	六、九四八	六、九四八
ハン	ガ	リ	一七、四〇〇	一五、四〇〇	二、六二八	六、九四八	六、九四八	六、九四八	六、九四八
ブル	ガ	リ	一七、四〇〇	一五、四〇〇	二、六二八	六、九四八	六、九四八	六、九四八	六、九四八
ケ	ニ	ア	一五、〇〇〇	二、三三〇	二、六二八	六、九四八	六、九四八	六、九四八	六、九四八

五、九八八	五、四八八	四、九〇八	四、三五六
五、五三〇	五、〇二六	四、五二二	四、〇〇八
五、五三〇	五、〇二六	四、五二二	四、〇〇八
五、五三〇	五、〇二六	四、五二二	四、〇〇八
四、六五六	四、二二六	三、八二六	三、三八四

に改め、同表公使館の項中

ハンガリー	一七、四〇〇
ルーマニア	一七、四〇〇
ブルガリア	一七、四〇〇

一三、五九六	一、六八八	九、七八〇	七、二七二	六、五五六	六、〇〇四	五、五三〇	五、〇二六	四、五二二	四、〇〇八
一三、五九六	一、六八八	九、七八〇	七、二七二	六、五五六	六、〇〇四	五、五三〇	五、〇二六	四、五二二	四、〇〇八
一三、五九六	一、六八八	九、七八〇	七、二七二	六、五五六	六、〇〇四	五、五三〇	五、〇二六	四、五二二	四、〇〇八

を削り、

同表総領事館の項中	ナイ	ロ	ビ	二、三三三	九、七八〇	八、二五六
-----------	----	---	---	-------	-------	-------

六、九八八	六、四八八	五、五〇八	五、〇八八	四、六五六	四、三三六	三、八二六	三、三八四
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を削り、

ミ	ラ	ノ	二、一六八	一〇、四三三	八、七四八	七、四〇四	六、五〇四
---	---	---	-------	--------	-------	-------	-------

五、八三三	五、三八八	四、九三三	四、四八八	四、〇四四	三、五八八	ミ	ラ	ノ	ボ
-------	-------	-------	-------	-------	-------	---	---	---	---

二、一六八	一〇、四三三	八、七四八	七、四〇四	六、五〇四	五、八三三	五、三八八	四、九三三	四、四八八	四、〇四四	三、五八八
二、一六八	一〇、四三三	八、七四八	七、四〇四	六、五〇四	五、八三三	五、三八八	四、九三三	四、四八八	四、〇四四	三、五八八

三、六四八	三、二四〇	に改め、同表領事館の項中	ヒューストン	一三、二四〇
-------	-------	--------------	--------	--------

〔草葉隆圓君登壇、拍手〕
○草葉隆圓君 たいいき議題となりま
した条約及び法律案について御報告を
申し上げます。

まず、外交関係に関するウィーン条
約は、国家間の外交関係の開設、大公
使の派遣と接受、大公使館及び外交官

に与えられる特権、免除等に関し、従
来もつばら国際慣行と礼譲により律せ
られておりましたのを、成文化したも
のでございます。また、関係議定書

は、この条約の解釈または適用から生
ずる紛争を、国際司法裁判所による解
決その他の平和的解決手続に付すべき

ことを定めたものでございます。

次に、在外公館関係の法律案は、ハ
ンガリー等三公使館とナイロビ総領事
館をそれぞれ大使館に昇格し、ボンに
総領事館を、マナオス等三カ所に領事

館を新設すること等を規定しますると
ともに、これら公館及びパリに新設さ
れる経済協力開発機構日本政府代表部
に勤務する外務公務員の在勤俸の額を
定めたものであります。

五月七日採決の結果、条約は全会一
致をもって承認すべきものと決定し、
法律案は全会一致をもって原案どおり
可決すべきものと決定いたしました。
右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

に改め、同項の次に次の一項を加える。

二〇、七三三	八、一〇〇	六、八五三	六、〇〇四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五二二	四、〇〇八	三、七三三	三、三三〇
ヒューストン									
マナオス									
ジュネッセルトン									
イスタンブル									

四、五二二	四、一五三	三、七三三	三、三三〇
四、七三三	四、三〇〇	三、八八八	三、四五六
四、八四八	四、四〇四	三、九六〇	三、五二八
四、四五六	四、〇五六	三、六四八	三、二四〇

総領事館	デニッセルドルフ	二、三三〇	二、二八	七、九八	六、六六六	五、八八〇	五、三三八
------	----------	-------	------	------	-------	-------	-------

別表に次の一項を加える。

経済協力開発機構 日本政府代表部	パ	リ	一、八六〇	一、六〇五	一、三三三	一、〇九六	八、四四四
---------------------	---	---	-------	-------	-------	-------	-------

附 則

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在マラヤ連
邦日本国大使館、在シンガポール及び在ソールズベリーの各日本国総領事館に関する部分は、公
布の日から施行する。

まず、外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を件めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 次に、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員会理事上原正吉君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

輸出保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年四月二十三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三條中「海上の」を削り、同條第九號中「破産の下に」その他これに準ずる事由」を加える。

第五條第一項中「海上の」を削る。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

〔上原正吉君登壇、拍手〕

○上原正吉君 ただいま議題となりました輸出保険法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

御承知のように、輸出保険法は昭和三十五年に制定され、同法に基づきまして、わが国の輸出保険は独立採算制による国営事業といたしまして発足し、以後、法改正を重ねて拡充され、現在は八種類の保険を含む制度にまで発展してまいりましたが、諸外国の制度に比べますと、まだ不備な点があり、また、開放体制への移行に伴う輸出競争の激化に対処して、輸出振興をはかるため、本改正法案の提出を見た次第でございます。

改正案の内容は二点でございます。

第一は、普通輸出保険に属する増加費用保険によってカバーできる費用の範囲を拡大することであり、従来この保険では航海または航路の変更によって増加した海上の運賃と保険料だけが対象となっていました、今後は陸上の運賃についても付保できることとあります。第二は、普通輸出保険によってカバーできる船積み前の信用危険の範囲を拡大することでありまして、現在この保険によって担保されているバイヤーの破産のほか、新たに破産に準ずる支払い不能によって輸出ができなくなる場合の損失をも、てん補するものとしたこととあります。

本委員会では慎重に審査いたしましたし、たが、質疑のおもなるものは、保険料率の引き下げと資本金増額の必要性、各種保険の収支に見られるアンバランス、破産に準ずる支払い不能の確認方法、バイヤーの信用調査、海外融資保険の創設及び輸出保険の運営機構等の諸問題であり、詳しくは会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終わって討論に入りました。

が、別に発言もなく、次いで採決に入りましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本家全部を問題に供します。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案、

日程第六、公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長新谷寅三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年四月十六日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中(第六條―第十八條の七)を(第六條―第十八條の九)に改める。

第二條第二項中「第十八條の七」を「第十八條の九」に改める。

第四條第四項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

第十條第三項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「第十八條の六」を「第十八條の八」に改める。

第十七條第一項中「第二百八十八條ノ二第一号又は第二号」を「第二百八十八條ノ二第一項第一号又は第二号」に改め、同條第二項中「第十八條の七」を「第十八條の六」に改める。

第十八條第一項第一号中「第三十七條第五項」を「第三十七條第四項」に改める。

第十八條の三第二項中「第十八條の六」を「第十八條の八」に改める。

第十八條の四第一項第四号を次のように改める。

四 当該事業年度において減価償却資産について行なつた減価償却の額(減価償却資産について計上した引当金がある場合においては、当該引当金の額を含む。次条、第十八條の六、第三十六條第一項及び第四十條第二項において同じ。)の合計額が当該事業年度の減価償却資産の普通償却額(減価償却額の合計額の百分の九十に相当する金額に満たない場合(第一号に掲げる場合を除く。))百分の十

第十八條の四第二項を削る。
第十八條の七の見出し中「資本組入の促進」を「処理」に改め、同條中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、「(同族会社を除く。)」を削り、「(資本組入の促進を「処理」に改め、同條を第十八條の九とし、第十八條の六中

「再評価実施会社(同族会社を除く。))は、昭和三十七年七月一日」を「株式会社は、昭和三十九年四月一日」に改め、同條を第十八條の八とし、第十八條の五第一項中「又は前条第一項第四号」を「第十八條の四第四号、第十八條の五第四号又は前条第三号」に改め、同條第二項中「前三條」を「前五條」に改め、同條に次の一項を加え、同條を第十八條の七とする。

3 第十八條の三第二項の規定は、第十八條の四第四号、第十八條の五第四号又は前条第三号の規定を適用する場合について準用する。
第十八條の四の次に次の二條を加える。

第十八條の五 再評価実施会社(同族会社を除く。))は、昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度から昭和四十二年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において次の各号に掲げる場合(第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、当該事業年度終了の日における再評価積立金の額が資本の額の百分の十に相当する金額以下である場合、第四号に掲げる場合にあつては、当該事業年度において減価償却資産について行なつた減価償却の額の合計額が、大蔵省令の定める額の範囲内において、大蔵大臣の承認を受けて当該普通償却額(減価償却額の合計額に満たないこととなる場合を除く。))に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に對し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行なつてはならない。

一 資本組入割合が百分の五十に満たない場合 百分の十
二 資本組入割合が百分の五十以上で、百分の七十に満たない場合(第四号に掲げる場合を除く。)) 百分の十二
三 資本組入割合が百分の七十以上で、百分の八十に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)) 百分の十五

四 当該事業年度において減価償却資産について行なつた減価償却の額の合計額が当該事業年度の減価償却資産の普通償却額(減価償却額の合計額の百分の九十に相当する金額に満たない場合(第一号に掲げる場合を除く。))百分の十

た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行なつてはならない。

一 資本組入割合が百分の五十に満たない場合 百分の十
二 資本組入割合が百分の五十以上で、百分の七十に満たない場合(第四号に掲げる場合を除く。)) 百分の十二
三 資本組入割合が百分の七十以上で、百分の八十に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)) 百分の十五

四 当該事業年度において減価償却資産について行なつた減価償却の額の合計額が当該事業年度の減価償却資産の普通償却額(減価償却額の合計額の百分の九十に相当する金額に満たない場合(第一号に掲げる場合を除く。))百分の十

第十八條の六 再評価実施会社(同族会社を除く。))は、昭和四十二年三月三十一日を含む事業年度から昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において次の各号に掲げる場合(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、当該事業年度終了の日における再評価積立金の額が資本の額の百分の十に相当する金額以下である場合、第三号に掲げる場合にあつては、当該事業年度において減価償却資産について行なつた減価償却の額の合計額が、大蔵省令の定める額の範囲内において、大蔵大臣の承認を受け

て当該普通償却額(減価償却額の合計額に満たないこととなる場合を除く。))に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に對し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行なつてはならない。

一 資本組入割合が百分の六十に満たない場合 百分の十
二 資本組入割合が百分の六十以上で、百分の八十に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)) 百分の十二
三 資本組入割合が百分の八十以上で、百分の九十に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)) 百分の十五

て当該普通償却額(減価償却額の合計額に満たないこととなる場合を除く。))に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に對し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行なつてはならない。

一 資本組入割合が百分の六十に満たない場合 百分の十
二 資本組入割合が百分の六十以上で、百分の八十に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)) 百分の十二
三 資本組入割合が百分の八十以上で、百分の九十に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)) 百分の十五

四 当該事業年度において減価償却資産について行なつた減価償却の額の合計額が当該事業年度の減価償却資産の普通償却額(減価償却額の合計額の百分の九十に相当する金額に満たない場合(第一号に掲げる場合を除く。))百分の十

第十八條の六 再評価実施会社(同族会社を除く。))は、昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度から昭和四十四年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において次の各号に掲げる場合(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、当該事業年度終了の日における再評価積立金の額が資本の額の百分の十に相当する金額以下である場合、第三号に掲げる場合にあつては、当該事業年度において減価償却資産について行なつた減価償却の額の合計額が、大蔵省令の定める額の範囲内において、大蔵大臣の承認を受け

て当該普通償却額(減価償却額の合計額に満たないこととなる場合を除く。))に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に對し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行なつてはならない。

一 資本組入割合が百分の六十に満たない場合 百分の十
二 資本組入割合が百分の六十以上で、百分の八十に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)) 百分の十二
三 資本組入割合が百分の八十以上で、百分の九十に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)) 百分の十五

2 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
第百七條第一項第二号の二中「第十八條の六」を「第十八條の八」に改める。

3 租税特別措置法(昭和三十三年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。
第八十條第二項中「第十八條の六」を「第十八條の八」に改める。

「審査報告書は都合により追録に掲載」
公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十九年四月十日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案
公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案
公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
第五條第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第九条の見出しを「(目的区分)」に改め、同条第一項中「及び節」を削る。

第十四条第二項中「又は各節」及び「又は節の箇」を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、「又は節」を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条第一項中「又は各節」を削る。

第十七条中「七月三十一日」を「五月三十一日」に改める。

第十八条第一項中「作製し」の下に「、当該財務諸表に関する監事の意見を附して」を加える。

第十九条第一項中「作製し」の下に「、当該決算報告書に関する監事の意見を附し、かつ」を加える。

第二十条中「前条第一項」を「同条第一項」に改める。

第二十一条中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第二十二條及び第二十三條を削り、第二十四條を第二十二條とし、第二十五條を第二十三條とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の第九条、第十四条、第十五条及び第十六条の規定は、昭和三十一年度の予算から適用する。

2 昭和三十一年度及び昭和三十一年度の決算並びに昭和三十一年度

の予算(固定資産の取得に要する金額の限度額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。

3 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「国会の議決を経た金額の範囲内で」を削る。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

4 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「国会の議決を経た金額の範囲内で」を削る。

【新谷寅三郎君登壇、拍手】

○新谷寅三郎君 たいだいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、従来、企業の資本構成の是正をはかる見地から、一定規模以上の株式会社に対して、再評価積み立て金の資本組み入れを促進し、あわせて必要な減価償却を行なわせる等、所要の措置を講じて来たのであります

が、近くこの規定の適用期限が切れることになりまますので、本案は、企業の実情に即し、この規定を強化するとともに、さらにその適用期限を延長しようとするものであります。

以下その概要を申し上げます。第一は、再評価積み立て金の資本組み入れの促進をはかるため、昭和四十年三月三十一日を事業年度から三年間は、資本組み入れ割合に応じて配当制限を行なうこととし、第二は、減価償却励行のため、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度から三年間は、減価償却の額が普通償却範囲額に満たない場合には、年一〇％をこえる配当を行なうてはならないこととし、第三は、再評価積み立て金の資本準備金への組み入れの措置として、再評価積み立て金を有する株式会社は、すべて、再評価積み立て金の資本組み入れ割合が八〇％以上、または再評価積み立て金の額が資本金の額の一〇％以下である場合には、その全額を資本準備金に組み入れることができることとし、その最終処理の促進をはかることとしております。

委員会の審議におきましては、再評価積み立て金の最終処理に対する政府の考え方、再評価と固定資産税との関係、電力業、陸運業等の資本組み入れ割合が低い理由等について、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会

議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

国民金融公庫外七公庫の予算の作成及び執行、決算の作成等は、公庫の予算及び決算に関する法律によりまして統一的に処理されておりますが、本案は、その執行状況等に顧みまして、一その能率化と適正な処理に資するため、公庫の支出予算について、節の区分、支払い計画及び繰り越しの制度を廃止し、予算総額の規定事項から固定資産取得費の限度額に関する事項を削除し、決算完結期を五月三十一日に繰り上げることとするほか、公庫が大蔵大臣に提出する財務諸表及び決算報告書には、監事の意見を付さなければならぬこととする等の改正を行なうとするものであります。

委員会における審議の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長中野文門君。

【報告書は都合により追録に掲載】

教育職員免許法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十一年三月四日

内閣総理大臣 池田 勇人

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

(高等学校の教員の特例)

第十六条の二 高等学校教諭免許状は、第四条第五項第二号に掲げる教科のほか、これらの教科の技能に係る事項で文部省令で定めるものについて授与することができ

2 前項の免許状については、第四条第三項の規定は適用しない。

3 第一項の免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、文部大臣の行なう試験(以下「高等学校教員資格試験」という。)に合格した者に授与する。

4 高等学校教員資格試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部省令で定める。

附則第十一項の表所要資格の項第三欄中「高等学校」の下に「盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。」を加え、同表備考第二号中「高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校を「高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)」において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この号において同じ。)に改める。

附則に次の一項を加える。

14 第十六条の二 第一項の免許状を

有する者は、当分の間、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その免許状に係る事項に相当する事項の教授を担任する中学校の教諭又は講師となることができ

別表第三の所要資格の項第三欄中「二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、」を削る。

別表第五の第二欄中「中学校において」を「中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)」において、「高等学校において」を「高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)」においてに改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の教育職員免許法第十六条の二第一項の免許状の授与については、当分の間、第五条第一項ただし書第二号の規定を適用しない。

「中野文門君登壇、拍手」

○中野文門君 ただいま議題となりました教育職員免許法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、第一に、最近の高等学校における技能教育の増加に伴う教員の不足にかんがみ、柔剣道、計算実務等の省令で定める特別の技能に関する専門教育に当たる者については、大学において所要の単位を包括的に履修すべき原則にかかわらず、文部大臣の行なう検定試験に合格した者に、高等学校教諭の普通免許状を授与することの特例制度を設けること、第二に、小学校、中学校、高等学校または幼稚園の教員の免許状を取得している者が、それぞれの上級免許状の授与を受ける場合に必要とされるこれらの学校における在職年数に、盲学校、ろう学校、または養護学校の各部における教員の在職年数を含めることができるようにすることにより、教員の資質向上の意欲を助長すること、の二点を内容としたものであります。

委員会の審査の過程におきましては、政府の本案提出に至るまでの経緯、高等学校教育の水準維持のための教員養成に関する国の責任、現行の教育職員免許法と本案との関連、文部大臣の行なう検定試験の内容及び方法、将来のこの種免許状の授与範囲の問題等について、熱心な質疑が行なわれました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、続いて採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君

議員
山高しげり君 市川 房枝君
林 堀君 鬼木 勝利君
二木 謙吾君 渋谷 邦彦君
牛田 寛君 大竹平八郎君
青田源太郎君 中尾 辰義君
北條 尚八君 浅井 亨君
鈴木 恭一君 森部 隆輔君
堀本 宜実君 小平 芳平君
二宮 文造君 鈴木 一弘君
森 八三三君 上原 正吉君
松平 勇雄君 最上 英子君
白木義一郎君 柏原 ヤス君
奥 むめお君 三木與吉郎君
原島 宏治君 佐藤 尚武君

中上川アキ君 北口 龍徳君
鈴木 一司君 沢田 一精君
源田 実君 栗原 祐幸君
熊谷太三郎君 久保 勘一君
川野 三晴君 丸茂 重貞君
坪山 徳弥君 岸田 幸雄君
徳永 正利君 仲原 善一君
中野 文門君 豊田 雅孝君
天坊 裕彦君 竹中 恒夫君
鈴木 万平君 村上 春蔵君
山本 利壽君 館 哲二君
青柳 秀夫君 堀 末治君
鍋島 直紹君 新谷寅三郎君
藤野 繁雄君 木内 四郎君
紅露 みつ君 田中 茂穂君
杉原 荒太君 植竹 春彦君
寺尾 豊君 井野 碩哉君
西川甚五郎君 川上 為治君
鹿島 俊雄君 日高 広為君
松野 孝一君 山崎 齊君
温水 三郎君 野上 進君
亀井 光君 金丸 富夫君
山本 杉君 村山 道雄君
米田 正文君 木島 義夫君
谷口 慶吉君 西田 信一君
北畠 教真君 大谷藤之助君
柴田 栄君 船浦 鹿蔵君
江藤 智君 吉江 勝保君
石井 桂君 梶原 茂嘉君
剣木 亨弘君 高橋 衛君
古武 恵市君 増原 恵吉君
草葉 隆圓君 中山 福蔵君
小柳 牧衛君

林屋亀次郎君	郡	祐一君
高橋進太郎君	青木	一男君
津島 壽一君	小宮市太郎君	
矢山 有作君	野々山一三君	
柳岡 秋夫君	長谷川 仁君	
稲葉 誠一君	吉田忠三郎君	
櫻井 志郎君	杉山善太郎君	
林 虎雄君	佐野 廣君	
後藤 義隆君	林田 正治君	
山本伊三郎君	柴谷 要君	
北村 暢君	横山 フク君	
白井 勇君	森 元治郎君	
光村 祐助君	鈴木 壽君	
伊藤 顯道君	小林 武治君	
近藤 信一君	戸叶 武君	
松澤 兼人君	中村 順造君	
小山邦太郎君	佐多 忠隆君	
大倉 精一君	阿部 竹松君	
岩岡 正男君	須藤 五郎君	
野坂 参三君	鈴木 市藏君	
渡辺 勘吉君	小林 武君	
松本 賢一君	高山 恒雄君	
米田 勲君	基 政七君	
横川 正市君	大矢 正君	
鈴木 強君	相澤 重明君	
占部 秀男君	田上 松衛君	
向井 長年君	藤田 進君	
亀田 得治君	阿具根 登君	
加瀬 完君	田畑 金光君	
天田 勝正君	永岡 光治君	
小酒井義男君	椿 繁夫君	
大和 与一君	木村精八郎君	

羽生 三七君 赤松 常子君
曾祿 益君

内閣総理大臣 池田 勇人君
外務大臣 大平 正芳君
大蔵大臣 田中 角榮君
文部大臣 灘尾 弘吉君
厚生大臣 小林 武治君
通商産業大臣 福田 一君
政府委員
内閣法制局長官 林 修三君

〔第十八号参照〕

審査報告書

通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年四月二十一日

外務委員長 黒川 武雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、豪州が対日ガット三十五条援用の撤回を約束したことに伴い、昭和三十三年に締結された現行の日豪通商協定に所要の改正を加えたものである。この

議定書の発効に伴い、わが国と豪州は正常なガット関係を維持することとなり、両国間の通商関係拡大に資することとなるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年四月二十一日

外務委員長 黒川 武雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、わが国とエル・サルヴァドル共和国との間に、関税、輸出入、支払、送金、出入国、事業活動等に関し最恵国待遇を、また、特許権、商標、工業所有権等に関し内国民待遇を、それぞれ相互に与え合ふこと等を規定したもので、両国間の通商関係拡大を図る見地から、妥当な措置と認めた。

本法成立の際は、所要経費について善処したい。

審査報告書

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年四月二十一日

内閣委員長 三木與吉郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

旧金鵄勲章年金受給者は、かつて受けていた年金を廃止され、大部分のものが、経済的、精神的に不遇のうちに老残の日々を送つてゐる現状にかんがみ、その処遇改善の措置としてかつての年金受給者のうち昭和三十八年四月一日において満六十才以上の者、及びその後六十才に達した者に、一時金七万円を支給しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため要する経費は、初年度約四億五千万円である。

一、国会法第五十七条の三に基づく内閣の意見

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年四月二十一日

社会労働委員長 鈴木 強

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、毒物又は劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物の取扱いに関する規定を整備するとともに、毒物又は劇物を業務上取り扱う者についての規制を強化しようとするもので妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

保険業法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

